

コンヤース デイル&ピアマン

オフショア法律事務所

モーリシャス：理想的な投資プラットフォーム

2009年1月

モーリシャスは中国、アラブ首長国連邦、そして数多くのアフリカ諸国との租税条約調印後、理想的な投資プラットフォームとして急成長を遂げています。

15年前に国際事業セクターを設置して以来、モーリシャスは、対新興市場向けの投資をする際、投資家が選択する管轄区域となっています。

モーリシャスで設立可能な事業体には、国際事業企業（GBC）カテゴリ1（GBC1）とカテゴリ2（GBC 2）があります。GBC2は資産や投資の保有に最適であり、様々な点で英領バージン諸島の国際ビジネス企業や、バミューダ、ケイマン諸島の免税企業と類似しています。

GBC2にはモーリシャスの租税は課されませんが、ただしGBC1とは異なり、モーリシャスの多数の租税条約の恩恵を受けることはできません。GBC1は税法上モーリシャスの居住者とみなされ、税率15%の納税義務を負いますが、外国税額控除の恩恵を受けることができるため、モーリシャスの実効税率は3%のみとなります。加えて外国における外国税額控除の恩恵を受ける可能性もあります。特定の金融ビジネス活動に従事する投資ファンドやその他の事業体は、GBC1として設立されなければなりません。

競争上の優位点

モーリシャスは、オフショア管轄区域としての伝統的優位性 — キャピタルゲイン税、源泉徴収税、発行済み株式に対する資本税が課されないこと、機密性、そして利益と資本の本国移転の自由 — に加えて、その他の様々な競争上の優位性を有しています。

ほとんどのオフショアの拠点とは異なり、モーリシャスは条約を基本とした管轄区域です。有名なインドーモーリシャス条約の他にも、中国、アラブ首長国連邦、そして南アフリカやウガンダを含むいくつかのアフリカ諸国等、急速に発展を遂げている国々と有益な条約を締結しています。

モーリシャスが締結した租税条約は、キャピタルゲインが資産売却者の居住国において課税される旨取り決めています。モーリシャスでは、GBC1が得たキャピタルゲインは課税対象にならず、また投資事業体の投資家が得る配当、利息等いかなる収入に対しても、源泉徴収税が徴収されません。そのため、GBC1等、モーリシャスにおける税法上の居住者は、いかなるキャピタルゲインも課税対象にもなりません。

アンギラ バミューダ 英領バージン諸島 ケイマン諸島 モーリシャス

ドバイ 香港 ロンドン モスクワ サンパウロ シンガポール

これは従来のオフショア管轄区域に比べて、圧倒的に有利な点といえます。従来のオフショア管轄区域は、投資の最終対象地における課税を緩和することはできません。さらに、ほとんどのモーリシャス租税条約には、配当、利息、ロイヤリティの源泉徴収を軽減する内容が盛り込まれています。

これらの要因により、モーリシャスは世界でも有数の国際金融の中心地となりつつあります。モーリシャスは、現在ではインドに対する世界最大の投資国として有名ですが、これは租税条約によってもたらされるその独自の優位性のみならず、人口の 60%以上がインド系であるという文化的繋がり等、その他の要因によるところも大きいと言えます。

新しい機会

エネルギー関連プロジェクト、情報通信技術、オフショア融資ファンド、そして不動産投資が、モーリシャスからインドに対して行われている主な投資です。インドからの海外向け投資は自由化されつつあり、とりわけアフリカ諸国への投資において、モーリシャスを活用する新しい機会が提供されています。

2008 年 1 月 1 日に施行された中国の統一法人所得税法を受けて、モーリシャスのような中国と租税条約のある国を通じた中国への投資は、投資家にとってより好ましい手段となると思われます。なぜなら、同法によって、配当源泉徴収税の免除が廃止された為、通常は配当源泉徴収税が課されるからです。

米国と欧州の主な投資家やファンドマネージャーは、日常的にモーリシャスを利用しながら新興市場への投資を行っています。最新のデータによれば、モーリシャスで設立されたファンド数は 2008 年 8 月に 597 に達しました。これは同年 1 月には 491 であったことを考えると、著しい成長と言えます。

最近是非公開投資会社／ベンチャーキャピタルファンドが、ポートフォリオファンドよりも多く設立される傾向にあります。ファンドは一層の、または保護されたセル会社として構成されています。その他によく使用される構造としては、マスター・フィーダー構造、モーリシャスにマスターファンドがあるサイドバイサイド・フィーダー、メインファンド、そして特殊目的の投資であるパラレルファンドがあります。

将来の展望

アジアでの投資に加え、投資家は南米やアフリカへの投資拠点として、モーリシャスに益々熱い眼差しを向けています。アフリカにおける海外投資の潜在的収益性は計り知れないものがあり、モーリシャスは数多くのアフリカ諸国と租税条約を結んでいるため、アフリカでの投資において非常に重要な役割を担っています。

アフリカでの投資を不安視する投資家のために、モーリシャスは、アフリカ諸国によって調印された「投資促進保護協定 (IPPA)」を指摘することができます。この IPPA によって、投資資本と収益を自由に本国へ引き上げることができ、強制収用から保護されます。また投資の取り扱いに関して最恵国待遇を受けることができ、武力紛争勃発の際の損失も補填されます。

その成熟度と革新的な法的フレームワーク、そして長期の政治的安定により、アジアやアフリカ諸国向けの投資拠点として、モーリシャスは最適の場所となっています。

*この記事は、法律上の助言や法律専門家の意見に代わるものではありません。
広義の語彙のみを用い、概要と一般的な情報の提供を意図するものです。*

編集用注

1928年の設立以来、コンヤース デイル&ピアマンは、オフショアのパイオニアとして活動してきました。1982年には弁護士事務所としてはじめて、自国の裁判管轄権の及ばない地域であるガンジー島に支店を設け、ヨーロッパの顧客にサービスを提供する拠点としました（1998年にロンドンオフィスに統合）。1985年にはアジア初となる香港事務所を開設し、2001年にはシンガポール初の事務所を開設しました。続けて2008年3月には、オフショア法律事務所として初めてロシア進出を果たし、モスクワ支店を開設しました。

現在500名を超えるスタッフ、150名以上の弁護士を擁するコンヤース デイル&ピアマンは、アンギラ、バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島およびモーリシャスの法律に関して、当地およびドバイ、香港、ロンドン、モスクワ、シンガポールよりアドバイスを行っております。オフショアの会社法や商法から商事裁判、個人顧客の案件に至るあらゆる事項について、迅速でタイムリーかつ徹底したアドバイスを一貫して提供し、お客様から揺るぎない信頼、ロイヤリティと尊敬を勝ち得てきました。

系列会社（コーダン）は登記代行、登記事務所、会社取締役や秘書代行サービス、専門的な法人経営管理サービス等も行っています。ライセンスをもつ信託会社の系列グローバルネットワークによって、広範囲にわたる信託の設立と管理サービスをお引き受けいたします。個人のお

お客様の家族信託の管理から、特殊用途信託のオーナーシップ等のための高度で複雑で革新的な企業ベンチャーの構築まで、幅広いサービスを提供しています。

さらに詳しい情報は以下までご連絡ください。

コンヤース デイル&ピアマン

2901 One Exchange Square

8 Connaught Place, Central

Hong Kong

電話 : (852) 2524 7106

FAX : (852) 2845 9268 または (852) 2596 0418

メールアドレス : hongkong@conyersdillandpearman.com

ホームページ : www.conyersdillandpearman.com